

障害者総合支援法に基づくヘルパー事業所の指定取消し処分

1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 ケアリーフ
- ・サービス種別 (1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言う。））
(2)移動支援（神戸市移動支援事業実施要綱）
- ・所在地 神戸市垂水区桃山台5丁目1番2号
- ・運営法人 株式会社ケアリーフ
(代表取締役：柳本 誉)
(所在地：神戸市垂水区桃山台5丁目1番2号)
- ・事業開始年月日 平成23年12月1日

2. 処分の内容

- (1)指定の取消し処分（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）
- (2)認定の取消し（移動支援）

3. 処分年月日

平成30年4月5日（木）

4. 処分効力発生日

平成30年5月1日（火）

5. これまでの経緯

- ・平成29年1月26日 障害者総合支援法等に基づく監査を実施
- ・平成29年2月～平成30年1月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・平成30年3月23日 行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 処分を行う理由

- (1)ヘルパーとしての勤務実体の無い法人代表の妻及び母がサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供実績記録票を法人代表自らが作成し、そのサービス提供実績記録票に基づき、介護給付費等を請求し、受領した。
 - ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく介護給付費（居宅介護）請求
平成27年4月から平成29年5月までの間に計31件
 - ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく移動支援費請求

平成 27 年 4 月から平成 29 年 6 月までの間に計 389 件

(2) 従業者が勤務していない日曜日にサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、そのサービス提供実績記録票に基づき、介護給付費等を請求し、受領した。

- ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく介護給付費（居宅介護）請求

平成 25 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に計 914 件

- ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく移動支援費請求

平成 25 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に計 1,664 件

(3) 特別な事情を除き 20 時以降に終了するサービス提供をしたことはなかったが、20 時以降に終了したという虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、そのサービス提供実績記録票に基づき、介護給付費等を請求し、受領した。

- ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく介護給付費（居宅介護）請求

平成 24 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に計 3,708 件

- ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく移動支援費請求

平成 24 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に計 325 件

(4) 当該事業所においては、居宅介護事業、重度訪問介護事業及び同行援護事業が一体的に運営されており、居宅介護事業において障害者総合支援法違反（上記不正請求）を行った。

7. 根拠法令

(1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号（不正請求）

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号（法令違反）

(2) 移動支援

神戸市移動支援事業実施要綱第 26 条第 1 項第 3 号（不正請求）

8. 事業者に対する経済上の措置

(1) 居宅介護

不正に請求し、受領した介護給付費（約 2,910 万円）を返還させるほか、障害者総合支援法第 8 条第 2 項の規定に基づき返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 1,170 万円）を加え、合計約 4,080 万円を徴収する予定である。

(2) 移動支援

不正に請求し、受領した移動支援費（約 1,150 万円）を返還させる予定である。